

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和3年3月12日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	予防接種に関する事務
事務の概要	【事務主体の概要】 予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。 【具体的内容】 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、以下の事務に使用する。 予防接種の実施に関する事務 対象者への接種勧奨、個別通知、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、統計処理を行う。 予防接種の給付の支給に関する事務 ・予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの申請受付、申請内容の調査、健康被害調査委員会への諮問、厚生労働省への進達、厚生労働省における審議結果の健康被害者へ通知を行う。 ・予防接種を原因とする健康被害の対象者に対し、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡した場合の補償・葬祭料・介護加算の給付を行う。医療費の給付に関しては、健康保険等の適用の状況を確認する必要がある、本人の同意の上で調査する。障害児養育年金・障害年金の給付額の決定に関しては、特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、福祉手当、障害基礎年金を受ける者はその一部が控除されるため、本人の同意の上で、給付額を調査する。死亡した場合の補償に関しては、予防接種により死亡した者が生計維持者かどうかの確認のため、所得状況を請求者（遺族）の同意の上で調査する。 予防接種の実費の徴収に関する事務 一部の予防接種で自己負担分として、実費の徴収を実施するが、市民税非課税世帯に属する者は、自己負担の免除対象となる。非課税世帯かどうかを確認するため、市民税の課税状況を本人の同意の下で調査する。
システムの名称	予防接種管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種履歴ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第2の16の2の項、16の3の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

部署	健康福祉局保健衛生部感染症対策課
所属長の役職名	感染症対策課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市健康福祉局保健衛生部感染症対策課予防接種班 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1 電話096-364-3189

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月9日	1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成29年9月1日	平成30年6月1日		
平成30年7月9日	2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成29年9月1日	平成30年6月1日		
令和1年6月26日	5 所属長	感染症対策課 伊津野 浩	感染症対策課	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	リスク対策	なし	追加	事後	新様式への変更
令和2年7月31日	1. 事務の概要	【概要】 予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務及び予防接種による健康被害救済給付に関する事務 【予防接種の実施に関する事務の具体的内容】 1. 対象者への接種勧奨、個別通知、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、統計処理を行う。 2. 一部の予防接種で自己負担分として、実費の徴収を実施するが、市民税非課税世帯に属する者は、自己負担の免除対象となる。非課税世帯かどうかを確認するため、市民税の課税状況を本人の同意の上で調査する。 【予防接種による健康被害救済給付に関する事務の具体的内容】 1. 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの申請受付、申請内容の調査、健康被害調査委員会への諮問、厚生労働省への進達、厚生労働省における審議結果の健康被害者へ通知を行う。 2. 予防接種を原因とする健康被害の対象者に対し、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡した場合の補償・介護加算の給付を行う。医療費の給付に関しては、健康保険等の適用の状況を確認する必要があり、本人の同意の上で調査する。障害児養育年金・障害年金の給付額の決定に関しては、特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、障害基礎年金を受ける者はその一部が控除されるため、本人の同意の上で、給付額を調査する。死亡した場合の補償に関しては、予防接種により死亡した者が生計維持者かどうかの確認のため、所得状況を請求者（遺族）の同意の上で調査する。 予防接種の実費の徴収に関する事務 一部の予防接種で自己負担分として、実費の	【事務全体の概要】 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。 【具体的内容】 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、以下の事務に使用する。 予防接種の実施に関する事務 対象者への接種勧奨、個別通知、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、統計処理を行う。 予防接種の給付の支給に関する事務 ・予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの申請受付、申請内容の調査、健康被害調査委員会への諮問、厚生労働省への進達、厚生労働省における審議結果の健康被害者へ通知を行う。 ・予防接種を原因とする健康被害の対象者に対し、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡した場合の補償・葬祭料・介護加算の給付を行う。医療費の給付に関しては、健康保険等の適用の状況を確認する必要があり、本人の同意の上で調査する。障害児養育年金・障害年金の給付額の決定に関しては、特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、福祉手当、障害基礎年金を受ける者はその一部が控除されるため、本人の同意の上で、給付額を調査する。死亡した場合の補償に関しては、予防接種により死亡した者が生計維持者かどうかの確認のため、所得状況を請求者（遺族）の同意の上で調査する。 予防接種の実費の徴収に関する事務 一部の予防接種で自己負担分として、実費の	事後	【事務全体の概要】 ・予防接種法に基づく「実費の徴収に関する事務」の記載が抜けていたため追記 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する記載を追記 【具体的内容】 「事務全体の概要」に「実費の徴収に関する事務」を追記したことに伴い、「予防接種の実施に関する事務」の2に記載されていた内容を「予防接種の実費の徴収に関する事務」に記載変更
令和2年7月31日	3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10の項 別表第1省令第10条	番号法第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	・軽微な文言修正 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に関連する根拠条文を追記
令和2年7月31日	4. 法令上の根拠	番号法第19条第7号 【情報照会の根拠】 番号法別表第2の17・18・19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第2の16の2の項、16の3の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第2の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	【情報提供の根拠】 ・記載が抜けていたため追記 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に関連する根拠条文を追記 【情報照会の根拠】 ・「番号法別表第2の16の2の項」の記載が抜けていたため追記 ・「番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条の2」の記載が抜けていたため追記 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に関連する根拠条文を追記
令和2年7月31日	8. 連絡先	感染症対策課	感染症対策課 予防接種班	事後	
令和2年7月31日	1. 一つの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年7月31日	2. 一つの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	